

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	清水 慶紀
登録番号又は法人番号	69290101
所属する単位会	和歌山会
事務所所在地	和歌山県田辺市下万呂456番地の2
処分年月日	令和元年7月1日
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	会費の滞納
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>和歌山県行政書士会会則 （会費滞納者の処分）</p> <p>第90条の4 会費の滞納者に対し、会則に違反したもとして第90条の2第1項第3号、前条第1項第3号並びに第4号の処分を行う場合には、次条に規定する手続を経るものとする。 （会費滞納者に対する処分の手続）</p> <p>第90条の5 本会は、当該事業年度において納付すべき会費を正当な理由なく6箇月以上の期間、滞納している会員に対し1箇月以上の期間を定めて、会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。</p> <p>2. 前項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費が納入されない場合には、綱紀委員会を開催し、その者の会員として業務を継続して行う意思の有無を確認のうえ、その意思がないと認められる者に対しては、個人会員にあつては廃業の勧告を、法人会員にあつては解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を行うものとする。</p> <p>3. 前項の規定による綱紀委員会の開催後、なお1箇月以内に会費が納入されない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして、個人会員にあつては廃業の勧告を、法人会員にあつては解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を行うものとする。</p>